

## 自立支援医療費（精神通院医療）の経過的特例の延長について

自立支援医療費（精神通院医療）の市町村民税所得割の合計額が23万5千円以上の方に適用されていた経過的特例について、令和6年3月29日付け障害者総合支援法施行令の改正により、下記のとおり延長となりました。

### 記

#### 1 経過的特例の対象となる方

市町村民税所得割の合計額が23万5千円以上で、重度かつ継続に該当する方

#### 2 経過的特例の内容

上記1の方を自立支援医療の対象とする。

その場合の自己負担上限額は月額20,000円とする。

#### 3 経過的特例の期限

令和9年3月31日まで